

## アセックの料金割引制度のご案内

### ○新規割引 【期間：平成 29 年 11 月 27 日～平成 32 年 3 月 31 日】

(1) 割引の対象

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）

(2) 割引の内容

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場に、新たに廃棄物（鉱さいを除く）を搬入する事業所の初年度の搬入量について、一律 10%割引相当の割引単価が適用されます（割引単価は裏面参照）。

### ○鉱さい割引 【期間：（※現在実施中）～平成 32 年 3 月 31 日】

(1) 割引の対象

鉱さい

(2) 割引の内容

他の廃棄物と比較して比重の大きい鉱さいについて、比重に応じ単価を割引します。

・ 鉱さい割引単価：9,800 円／トン（←定価 15,700 円／トン）

### ○継続割引 【期間：（※現在実施中。平成 30 年 4 月 1 日から一部変更）～平成 32 年 3 月 31 日】

(1) 割引の対象（前年度以前から継続して搬入がある場合。）

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）

(2) 割引の内容

規定量（前年度搬入実績量の 80%）を超えて搬入された量（以下、「超過量」という。）に対して、過去からの継続搬入年数に応じて段階的に安い割引単価が適用され、5 年目以降で最大 30%割引相当の割引単価が適用されます（割引単価は裏面参照）。

なお、規定量以上の搬入実績がない場合には、継続年数は途切れます（※）のでご注意ください。

（※）やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。（後日、運用基準をお示しします。）

継続年数 <sup>(注)</sup>	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

（注）継続年数：割引対象年度まで継続して規定量以上の搬入実績のある年度の数（当該年度を含む。）

なお、平成 29 年度以前については、搬入実績があれば継続年数とみなします。

#### 【計算方法】

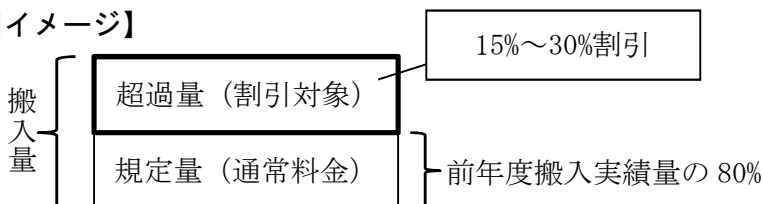
処分料金＝規定量×処分単価＋超過量×継続割引単価

※ 規 定 量：前年度搬入実績量の 80%の量

超 過 量：当該年度に規定量を超えて搬入された量

継続割引単価：品目ごとの処分単価に継続年数に応じた割引率を乗じた額（100 円未満切上げ）

#### 【割引イメージ】



衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

時限的割引料金（3種類）：

鉦さい割引単価、継続割引単価…平成28年4月1日から平成32年3月31日まで適用  
 新規割引単価……………平成29年11月27日から平成32年3月31日まで適用

(単位：円/トン)

区分	処分単価	鉦さい割引単価	新規割引単価	継続割引単価						
				継続年数 2年目	同 3年目	同 4年目	同 5年目以降			
産業廃棄物	主として安定型区画に処分	廃プラスチック類(※)	熔融固化物	16,100	/	14,500	13,700	12,900	12,100	11,300
			その他	61,000	/	54,900	51,900	48,800	45,800	42,700
		ゴムくず(※)		61,000	/	54,900	51,900	48,800	45,800	42,700
		金属くず		11,200	/	10,100	9,600	9,000	8,400	7,900
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※)	海面に浮くもの	76,300	/	68,700	64,900	61,100	57,300	53,500
			その他	11,200	/	10,100	9,600	9,000	8,400	7,900
	がれき類(※)	海面に浮くもの	76,300	/	68,700	64,900	61,100	57,300	53,500	
		その他	11,200	/	10,100	9,600	9,000	8,400	7,900	
	管理型区画に処分	自動車等破砕物(※)	熔融固化物	15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000
			その他	76,300	/	68,700	64,900	61,100	57,300	53,500
		燃え殻		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000
		無機性汚泥		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000
鉦さい		15,700	9,800	/	/	/	/	/		
ダスト類		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000		
第13号廃棄物		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000		
一般廃棄物	燃え殻		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000	
	ばいじん		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000	
	熔融スラグ		15,700	/	14,200	13,400	12,600	11,800	11,000	
建設発生土	土壌環境基準に適合するもの		3,000	/	/	/	/	/	/	
	その他		8,000	/	/	/	/	/	/	

注1) 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定する。

注2) 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)を加算する。

注3) 埋立処分料金には消費税が別途課される。

注4) 斜字体は鉦さい割引単価、新規割引単価及び継続割引単価であり、平成32年3月31日までの時限措置とする。

注5) 新規割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に新たに廃棄物(鉦さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物。以下同じ。)を搬入する事業所の搬入量に適用する。(運用の詳細は理事長が別途定める。)

注6) 継続割引単価については、廃棄物の年度搬入量が規定量(前年度の搬入実績量の80%)を超過した場合の超過量に適用する。(運用の詳細は理事長が別途定める。)

注7) 継続割引単価の継続年数とは、割引対象年度まで継続して規定量以上の搬入実績のある年度の数(当該年度を含む。)をいう。

ただし、廃棄物最終処分量の減少等のやむを得ない事情があれば、搬入実績量が規定量未満であっても継続しているものとみなす。(運用の詳細は理事長が別途定める。)

なお、平成29年度以前については、搬入実績があれば継続しているものとみなす。

注8) ※の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れない。